

令和7年度こども食堂物価高騰対策支援金（追加分）

Q&A（R8.2.20版）

（こども食堂の定義について）

1 Q 「こども食堂」とは、どのような活動をいいますか。

A 無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、食事の提供を行う「こどもの居場所」の活動を言います。

2 Q 低額とは、どのくらいの料金をいいますか。

A 「低額」の明確な基準はありませんが、こども食堂における食材費等の実費を想定しています。（例：こども 無料、大人 300円）

3 Q 「こども」の定義はありますか。

A おおむね18歳未満の者を言います。

4 Q こどもだけではなく、大人も参加対象としている活動でもいいですか。

A こどもの孤立の解消、人や社会と関わる力の育成、こどもの貧困対策など、こどもの居場所づくりの目的に合致し、地域に開かれている活動内容であれば、大人が参加しているこども食堂も対象となります。

（交付対象について）

5 Q 「こども食堂」は、どこかに登録している必要がありますか。

A 県の「こどもの居場所一覧」へ登録されており、「食事の提供」の活動を行っている「こどもの居場所」が対象となります。現在、登録されていない場合は、交付申請と同時の登録が可能です。

なお、登録にあたっては、連絡票を提出してください。

6 Q こども食堂の活動頻度について、一定以上の回数が必要ですか。また、これから活動を開始する場合も、対象となりますか。

A おおむね2ヶ月に1回以上（期間中4回以上）開催し、令和7年4月1日から6月30日まで及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間で、計4回以上の開催実績がある団体等が対象となります。

年4回以上開催していても、この期間に4回以上開催実績のない団体等は対象となりません。

7 Q 令和7年7月から9月が対象期間から外れているのはどうしてですか。

A 令和7年7月から9月分については、令和8年1月16日まで申請を受け付けていた「令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金」により既に支援を行っていますので、今回は、対象外となります。

8 Q 市町や県、国等の補助や委託を受けている場合は対象となりますか。

A 国や県、市町、民間団体等の「補助」を受けている団体等であっても対象となります。ただし、県や市町の「委託」により実施している団体等は対象となりませんので注意してください。

(活動の開催回数について)

9 Q 「週1回」や「2か月に1回」のように定期的には開催していませんが、期間中に4回以上の開催実績があれば対象となりますか。

A こどもの居場所一覧の開催頻度が2ヶ月に1回以上で登録があり、令和7年4月1日から6月30日まで及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に4回以上の開催実績があれば、定期的には開催してなくても対象となります。

10 Q 申請日以降に開催予定があるものも開催回数に含めていいですか。

A 開催実績をもとに支援金を交付しますので、開催予定のものについては対象外となります。したがって、申請書に記載する開催状況は、申請日までに開催が完了しているものについて記載してください。3月末までに開催予定がある場合には、開催後（申請期限：令和8年4月20日（月）当日消印有効）に申請してください。ただし、申請時点の実績が、既に支援金の支給要件を満たしている場合には、その時点の実績をもとに申請いただいても差し支えありません。

11 Q 会食形式から弁当配布に変更した活動を継続していますが、開催回数に含めていいですか。

A 感染拡大防止対策等の理由により、対面での開催が困難な場合に実施する弁当等の配布については、開催回数に含めるものとします。ただし、本支援金は食料品価格等の物価高騰に伴う負担を軽減し、子ども食堂の活動継続を支援するものであるため、食品無料配布（フードパントリー）のみの活動は、開催回数に含めません。

(支援金について)

12 Q 弁当を購入して、子ども食堂で提供する場合は支援金の対象になりますか。

A 食材費の高騰に対する支援金のため、弁当の購入費を子ども食堂が負担した場

合は申請の対象になりますが、弁当の購入費相当額をこどもから徴収する場合は申請の対象外です。

- 例) ○ こども食堂で 500 円で購入した弁当を 100 円でこどもに提供
× こども食堂で 300 円で購入した弁当を 300 円でこどもに提供

(申請について)

- 13 Q 1つの団体が複数のこども食堂を運営している場合、複数の申請ができますか。**
A こども食堂 1 か所につき 1 件の申請となりますので、複数の申請ができます。

(申請のスケジュールについて)

- 14 Q 支援金の交付を受けるために必要な手続きを教えてください。**
A 交付申請書等を、申請要領に記載の提出先まで郵送で提出してください。
(申請期限：令和 8 年 4 月 20 日 (月) ※当日消印有効)
申請書類を審査後、要件を満たしている場合は、交付決定(確定)通知書を通知し、指定口座に支援金をお振込します。

- 15 Q メールでの提出はできますか。**
A 申請書の提出は郵送のみとなります。

- 16 Q 支援金の交付決定の連絡はありますか。**
A 提出書類を審査し、交付すべきと認めるときは、交付決定(確定)通知書を通知します。支援金の交付は交付決定(確定)通知書の通知後に行います。なお、申請書に疑義がある場合は、追加書類の提出や現地の確認を求めることがあります。また、交付すべきでないと認められたときは、不交付決定通知書を通知します。

- 17 Q 交付された支援金の実績報告は必要ですか。**
A 令和 7 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで及び令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間について、物価高騰の影響を受けながら、継続してこどもに食事を提供した活動に対する支援金であり、申請時に開催状況を報告していただいた上で、実績に基づき交付しますので、実績報告は不要です。

(交付の時期予定件数について)

- 18 Q 支援金交付の予定件数を教えてください。**
A 予算の範囲内で交付するため確定していません。申請額が予算上限に達した場合、申請期限前であっても、その時点で受付終了となります。